

被災住宅復興支援利子補給制度について

市では、東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受けた方が、被災した住宅を復旧するための資金を借り入れた場合に、償還すべき利子の一部を予算の範囲内において補給します。

- 補給対象者 ①自己（親族）所有の住宅が大規模半壊、半壊または一部損壊の「り災証明書」を受け、震災発生時に自己（親族）が当該被災住宅に居住していた方
 ②被災住宅の補修、被災住宅に代わる住宅の建設もしくは購入、または被災宅地の復旧を市内で行う方
 ③平成23年3月11日以降に金銭消費貸借契約を独立行政法人住宅金融支援機構、銀行法第2条で定める銀行及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条で定める協同組合金融機関と締結し、住宅復興資金の融資を受けた方
 ④市税等を滞納していない方
 ⑤他の利子補給制度を受けていない方
 ※店舗・倉庫・塀などは対象外となります。
 ※被災者生活再建支援金の支給を受けた方は対象外となります。
- 補給金額 融資残高（640万円を限度）の2%にあたる金額を年1回交付します。
 ※宅地復旧工事を伴う場合は1,030万円を上限とし、宅地復旧工事のみの場合は390万円を上限とします。借入利率が2%以下のときは、その利率とします。
- 補給期間 借入金に係る利子の支払開始日から5年以内（ただし、無利子期間または利子支払いの猶予期間等がある場合には、当該期間も含め5年以内とする）
- 補給金申請 ①補給金交付申請書 ②被災した住宅の居住者の方の住民票（世帯全員の記載のあるもの）
 ③金銭消費貸借契約書（借入利率が明記されたもの）の写し
 ④償還表（返済予定表）の写し ⑤工事請負契約書の写しまたは売買契約書の写し
 ⑥り災証明書の写し ⑦納税証明書またはそれに代わる書類
 ⑧申請者と住宅の所有者及び居住者が異なる場合親族関係のわかる書類（戸籍謄本等）
 ⑨その他市長が必要と認める書類
 ※補給金交付申請書は本庁都市建設課に用意してあります。
- 受付期限 平成26年3月31日（月） ※土・日曜日、祝日を除く。

問 本庁 都市建設課都市整備G ☎52-1111 内線254 FAX 53-5415

微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起について

茨城県では、微小粒子状物質（PM2.5）について、測定地点のうち1か所以上の測定地点において、日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に相当するとされる当日朝の5:00、6:00、7:00の1時間値の平均値85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合は、県内全域に注意喚起を行います。

市では、茨城県からの通報を受けて、防災行政無線により注意喚起情報を放送しますので、当日は、「行動の目安」にご留意ください。

【行動の目安】

- ・屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ控えてください。
- ・屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にすることにより、外気の侵入をできるだけ減らしてください。
- ・特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者の方は、体調に応じて、より慎重に行動してください。

問 本庁 環境課環境推進G ☎52-1111 内線123

石岡市・小美玉市合同企業説明会（就勝！2013）の開催について

大学・短大・専門学校などを平成26年3月に卒業見込みの方を対象とした企業説明会を開催します。石岡市・小美玉市の事業所が集まり採用等の企業説明会を実施しますのでご参加ください。

○日 時 5月23日（木）
 13:00～16:00 受付/12:30

○場 所 石岡運動公園体育館
 （石岡市南台3-34-1）

○対 象 者 大学・短大・専門学校などを平成26年3月に卒業見込みの方

※参加費無料。事前申込・履歴書不要です。
 上履きをご用意ください。

問 石岡市商工観光課（石岡事務所）

☎0299-23-1111 内線485

H-P [http://www.city.ishioka.lg.jp/](http://www.city.ishioka.lg.jp/index.php?oid=10208&dtype=1000&pid=438)

[index.php?oid=10208&dtype=1000&pid=438](http://www.city.ishioka.lg.jp/index.php?oid=10208&dtype=1000&pid=438)